

6 土壌汚染対策法に基づく届出制度 (3,000平方メートル以上の土地の形質の変更を行う場合)

●担当課
水環境課
土壌・地盤環境担当
(電話048-830-3084)

目的
土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的としている。

制度概要
3,000平方メートル以上の土地の形質の変更（掘削や盛土等）を行おうとする場合は、土壌汚染対策法に基づき、事前に届出をしなければならない。また、当該土地が特定有害物質に汚染されているおそれがある場合には、土地の所有者等が土壌の汚染状態を調査し、その結果を報告する必要がある。
なお、埼玉県生活環境保全条例にも同様の届出制度がある。

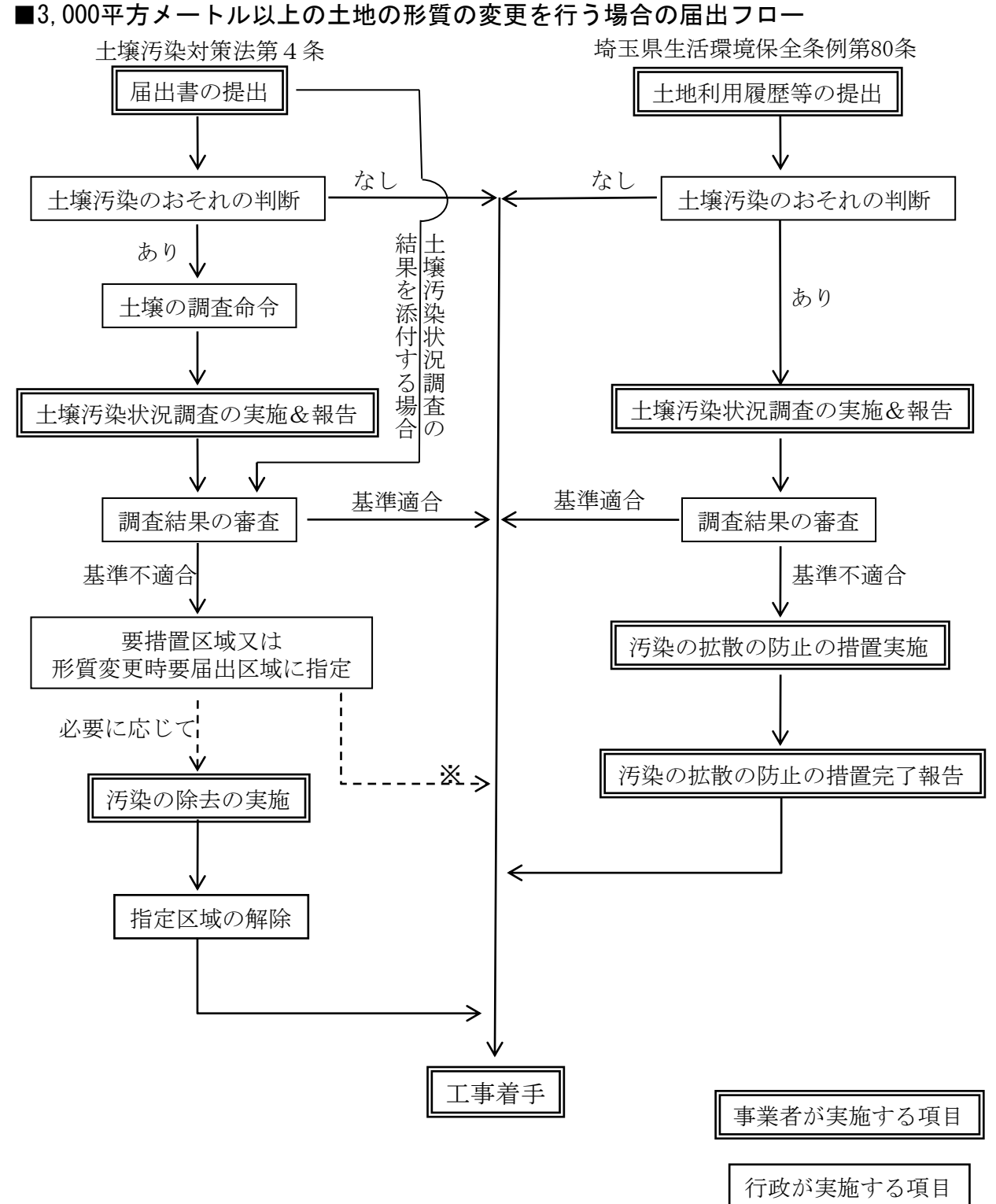
- 【届出の対象要件】**
- 土壌汚染対策法
土地の形質の変更の面積が3,000平方メートル以上の場合、着手日の30日前までに届出を行う。有害物質使用特定施設が設置されている工場等の敷地等における土地の形質の変更にあっては、面積要件が「900平方メートル以上」となる。
 - 埼玉県生活環境保全条例
3,000平方メートル以上の土地の形質の変更をしようとする場合は、着手日より前に届出を行う。

●**届出主体**
土地の形質の変更をしようとする者

●**根拠法令等**
土壌汚染対策法第4条
埼玉県生活環境保全条例第80条

●**創設年度**
平成22年4月1日（土壌汚染対策法）
平成14年4月1日（埼玉県生活環境保全条例）

●**制度の留意点**
さいたま市、川越市、川口市、越谷市、熊谷市、所沢市、春日部市、草加市及び久喜市内で土地の形質の変更をしようとする場合は、各市役所へ相談すること。
なお、さいたま市においては、埼玉県生活環境保全条例に代わり、「さいたま市生活環境の保全に関する条例」が適用となる。
詳しくは県水環境課ホームページの「土壌汚染対策法について」及び「埼玉県生活環境保全条例（第3節土壌環境及び地下水質の保全）」を確認すること。



※ 要措置区域は、原則土地の形質の変更はできず、汚染の除去等の措置を実施しなければならない。
形質変更時届出区域において土地の形質の変更を行う際は、事前の届出が必要であり、工事方法に一定の制限がかかる。